

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3898272号

(P3898272)

(45) 発行日 平成19年3月28日(2007.3.28)

(24) 登録日 平成19年1月5日(2007.1.5)

(51) Int. Cl.		F I		
B 4 2 D	15/02	(2006.01)	B 4 2 D	15/02 5 0 1 E
B 4 2 D	11/00	(2006.01)	B 4 2 D	11/00 A
B 6 5 D	27/00	(2006.01)	B 6 5 D	27/00 E

請求項の数 8 (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願平9-86079 (22) 出願日 平成9年3月18日(1997.3.18) (65) 公開番号 特開平10-258594 (43) 公開日 平成10年9月29日(1998.9.29) 審査請求日 平成16年1月30日(2004.1.30)</p>	<p>(73) 特許権者 000002897 大日本印刷株式会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 (74) 代理人 100111659 弁理士 金山 聡 (72) 発明者 岩佐 博志 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内 (72) 発明者 斎藤 義憲 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内 審査官 荒井 隆一</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 申込書

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

封筒紙片と案内紙片とが切り離し可能に接続された申込書であって、前記封筒紙片が封筒表紙片と封筒裏紙片とからなり、前記封筒裏紙片の内面が個人情報記入欄と暗証番号記入欄と届出印欄が設けられた申込書面とされ、前記封筒裏紙片の外表面は備考面とされると共に、前記封筒表紙片の3辺が糊代片とされ、前記封筒表紙片の外表面は封書宛名面とされ、前記封筒裏紙片の内面に前記暗証番号記入欄及びその周辺の領域のみを覆うように暗証番号複写紙片が剥離可能に貼着されており、前記暗証番号複写紙片はその内面に前記暗証番号記入欄に対向する領域には蛍光インキ複写層が設けられていると共に前記蛍光インキ複写層の周縁部には粘着剤層が設けられており、前記暗証番号記入欄には地紋が印刷されていると共に前記暗証番号記入欄の周辺部には剥離層が前記暗証番号複写紙片の前記粘着剤層に対向するように設けられていることを特徴とする申込書。

【請求項2】

封筒紙片と案内紙片とが切り離し可能に接続された申込書であって、前記封筒紙片が封筒表紙片と封筒裏紙片とからなり、前記封筒裏紙片の内面が個人情報記入欄と暗証番号記入欄と届出印欄が設けられた申込書面とされ、前記封筒裏紙片の外表面には差出人の住所及び氏名を記入する欄が設けられており、前記封筒表紙片の3辺が糊代片とされ、前記封筒表紙片の外表面は郵送用の宛名と住所が予め印刷された封書宛名面とされており、前記封筒裏紙片における前記暗証番号記入欄に対応する外表面に地紋が印刷されていることを特徴とする申込書。

10

20

【請求項 3】

前記封筒裏紙片の外表面には更に申込書を受け取った側で必要事項を記入して保管するための備考欄が設けられていることを特徴とする請求項 2 に記載の申込書。

【請求項 4】

前記暗証番号記入欄に地紋が印刷されていると共に、内面に蛍光インキ複写層が設けられた暗証番号複写紙片が、前記蛍光インキ複写層が前記暗証番号記入欄を覆うように、剝離可能に貼着されていることを特徴とする請求項 2 又は請求項 3 に記載の申込書。

【請求項 5】

前記暗証番号記入欄に蛍光インキ層が設けられていることを特徴とする請求項 2 又は請求項 3 に記載の申込書。

10

【請求項 6】

前記封筒紙片にて封筒を作製した際に、前記暗証番号記入欄に対向する前記封筒表紙片面の内面ないしは外面に地紋が印刷されていることを特徴とする請求項 1 ~ 5 いずれかに記載の申込書。

【請求項 7】

前記封筒裏紙片の前記暗証番号記入欄の領域にエンボスによる凹凸が形成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 6 いずれかに記載の申込書。

【請求項 8】

前記封筒紙片の所定領域の内面に水溶性接着剤が塗布されていることを特徴とする請求項 1 ~ 7 いずれかに記載の申込書。

20

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は 1 枚の紙片からなる申込書に関する。

【0002】**【従来の技術】**

従来、銀行等の各種預金口座、公共料金自動支払い、カード発行等の申込みを行うための申込書は、例えば、普通預金申込書ならば入金票、暗証届、印鑑票等からなる複数の帳票紙片から構成されているのが通常である。また、商品説明パンフレット、記入例等とセットで使用されることも多い。近年一般化しつつある郵送による申込みにおいては顧客の利便に供するため申込書、パンフレット、記入例更には返信用封筒をセットで袋詰めしたものや一体に丁合したものが使用されている。しかしながら、上記のような申込書においては、申込書、パンフレット、記入例等を個別に作製しセットするために、紙片数が多く印刷、加工が煩雑となり手間がかかるためにコスト高となる。そこで、これらの構成印刷物を輪転印刷機で連続高速印刷して、大型丁合機で一体化加工を行うことにより加工費のコストダウンを図った形態のものも出回り始めているが、この形態のものにおいても加工代は低減できるが紙片数は変わらないために大幅なコストダウンにつながらないという問題がある。また、申込書が複数枚からなる複写帳票であるために、記入に際してかすれ等の複写不良が発生する場合もあり、特に、郵送等による申込の場合には記入内容の修正を依頼できない等の問題があった。

30

40

【0003】**【発明が解決しようとする課題】**

本発明の目的は、紙片数を減らすことによりコストダウンを図ると共に、申込書の記載を複写しないようにすることで複写不良をなくした申込書を提供することである。

【0004】**【課題を解決するための手段】**

封筒紙片と案内紙片とが切り離し可能に接続された申込書であって、前記封筒紙片の内面の所定領域が個人情報記入欄と暗証番号記入欄と届出印欄が設けられた申込書面とされた構成の申込書である。この場合、1 枚の紙片で構成されるためにコストダウンを図ることができ且つ新聞折り込み等により顧客に配付することができる。また、記載された内容が

50

複写されないので文字が不鮮明となることがない。

【0005】

上記申込書において、前記封筒紙片が封筒表紙片と封筒裏紙片とからなり、前記封筒裏紙片の内面が個人情報記入欄と暗証番号記入欄と届出印欄が設けられた申込書面とされ、前記封筒裏紙片の外表面は備考面とされると共に、前記封筒表紙片の3辺が糊代片とされ、前記封筒表紙片の内表面は記入例表示面とされ、前記封筒表紙片の外表面は封書宛名面とされた構成とすることにより、記入例表示面を見ながら、申込書面に所定の事項を記入した後にそのまま封筒として郵送することができるのできわめて便利である。

【0006】

上記申込書において、前記暗証番号記入欄に地紋が印刷されていると共に、内面に蛍光インキ複写層が備けられた暗証番号複写紙片が、前記蛍光インキ複写層が前記暗証番号記入欄を覆うように、剥離可能に貼着された構成とすることにより、暗証番号は暗証番号複写紙片の外表面に記入するので記入した暗証番号の確認が容易であると共に、申込書を受け取った銀行等においては、暗証番号を登録した後、申込書を保管する際には暗証番号複写紙片を剥離して取り除くことにより、暗証番号記入欄に複写された暗証番号は目視できないようになるので他人に見られることがない。暗証番号を確認する必要がある場合には、紫外線ランプ等にて照射することにより目視できる。

10

【0007】

上記申込書において、前記暗証番号記入欄に蛍光インキ層を設けた構成とすることにより、暗証番号記入欄にペン等により記入された暗証番号が目視により確認でき、且つ、銀行等にて申込書を保管する際には、暗証番号記入欄を覆ってマッドフィルムを貼着することにより、暗証番号は目視により確認できなくなる。暗証番号を確認する必要がある場合には、紫外線ランプ等にて照射することにより記入された暗証番号を目視することができる。

20

【0008】

上記申込書において、前記封筒紙片にて封筒を作製した際に、前記暗証番号記入欄に対向する前記封筒紙片の内面ないしは外面、および前記封筒紙片の前記暗証番号記入欄の外面に地紋を印刷しておくことにより、封筒を透かして見ても暗証番号が確認されてしまうことがない。

【0009】

上記申込書において、前記封筒紙片の前記暗証番号記入欄の領域にエンボスによる凹凸を形成しておくことにより、暗証番号記入欄にペン等で記入された筆跡を裏面から見ることで暗証番号が確認されてしまうのを防止できる。

30

【0010】

上記申込書において、前記封筒紙片の所定領域の内面に水溶性接着剤を塗布しておくことにより、水溶性接着剤に水を付けるだけで接着できるので、容易に封筒を作製することができる。

【0011】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態を図面に基づいて説明する。

40

図1は本発明の第1実施形態の内面を示す平面図、図2は本発明の第1実施形態の外表面を示す平面図、図3は図1におけるX-X断面図、図4は図1において暗証番号複写紙片を剥離した状態を示す平面図、図5は本発明の第2実施形態の内面を示す平面図、図6は図5におけるX-X断面図であって、1は封筒紙片、1aは封筒裏紙片、1bは封筒表紙片、2は案内紙片、3は個人情報記入欄、4, 4'は暗証番号記入欄、5は暗証番号複写紙片、6は届出印欄、7は糊代片、8は折目線、9は切取線、10は貼付部、11, 12, 13は地紋、14は蛍光インキ複写層、15は粘着剤層、16は剥離層、17は蛍光インキ層をそれぞれ表す。

【0012】

本発明の申込書は、封筒裏紙片1aと封筒表紙片1bとからなる封筒紙片1と案内紙片2とが切取線9にて切り離し可能に接続された1枚の紙片から構成されている。封筒紙片1は申

50

込書を郵送するための封書となるものであり、案内紙片2には案内事項、連絡事項等の顧客宛の情報が印刷されるものである。本発明の申込書の第1実施形態の内面は、図1に示すとおり、封筒紙片1は封筒裏紙片1aと封筒表紙片1bとが折目線8にて折り曲げることにより封筒を作製できる形状とされており、封筒裏紙片1aの内面は個人情報記入欄3と暗証番号複写紙片5が剥離可能に貼着された暗証番号記入欄4と届出印欄6を備えた申込書面とされ、封筒表紙片1bの内面は申込書の記入例が表示された記入例表示面とされると共に記入された暗証番号が封筒表紙片1bの表面から透けて見えないように地紋11が印刷され、封筒表紙片1bの3辺には糊代片7が接続されている。

【0013】

本発明の申込書の第1実施形態の外表面は、図2に示すとおり、封筒裏紙片1aの外表面は銀行等において必要事項を記入して保管するための備考面とされており、備考面の3辺には糊代片7を貼付ける貼付部10が設けられており、封筒表紙片1bの外表面は封書の表紙となる郵送用宛名面とされている。したがって、申込書から切取線9にて封筒紙片1を切り取り、封筒裏紙片1aと封筒表紙片1bとを折目線8にて申込書面が内面となるように折り曲げ、糊代片7を備考面の貼付部10に接着することにより封筒を作製することができる。封筒を作製する際には、糊代片7に接着剤を塗布して接着することが必要になる。したがって、前もって糊代片7に水性接着剤等を塗布しておくことにより、水を付けるだけで接着して封筒とすることができるので便利である。

【0014】

第1実施形態における暗証番号複写紙片5が剥離可能に貼着された暗証番号記入欄4の断面構成は図3に示すとおりである。暗証番号複写紙片5は、紙からなる基材の内面の暗証番号記入欄4に対向する領域には蛍光インキ複写層14が設けられると共に、蛍光インキ複写層14の周縁部には剥離可能に貼着するための粘着剤層15が設けられた構成である。また、封筒裏紙片1aの暗証番号記入欄4には地紋13が印刷されていると共に、暗証番号記入欄4の周辺部にはオフセットインキ等からなる剥離層16が暗証番号複写紙片5の粘着剤層15に対向するように設けられている。暗証番号記入欄4面に剥離可能に貼着された暗証番号複写紙片5の外表面に暗証番号を記入すると、記入した暗証番号どおり蛍光インキ複写層14が暗証番号記入欄4に複写されるので、暗証番号記入欄4に蛍光インキからなる暗証番号が記入されることになる。

【0015】

図1に示す第1実施形態における内面の暗証番号記入欄4に貼着された暗証番号複写紙片5を剥離した状態は、図4に示すとおり、暗証番号記入欄4には地紋13が印刷されており、暗証番号記入欄4の周縁部にはオフセットインキ等からなる剥離層16が設けられている。暗証番号複写紙片5の外表面に暗証番号を記入すると、暗証番号記入欄4の地紋13面に蛍光インキ複写層14から転写された暗証番号が複写される。複写された暗証番号は地紋13があるために目視することができない状態となる。複写された暗証番号を見る場合には、紫外線ランプを使用することにより目視することができるものである。地紋13面に複写された暗証番号を目視できなくするために、蛍光インキ複写層14の色を地紋13の色と同色に着色しておくのが好ましい。

【0016】

第1実施形態において、暗証番号記入欄4を覆って暗証番号複写紙片5を剥離可能に貼着した構成としているのは、申込書を受け取った銀行等において暗証番号を登録した後に、暗証番号が外表面に記入された暗証番号複写紙片5を剥離して除去することにより、地紋13面に複写された暗証番号が目視できない状態で申込書を保管することができるようにしたものである。申込書を受け取った銀行等において申込書に記入された暗証番号を登録した後に、紫外線は透過するが可視光は透過しないタイプのフィルムを暗証番号記入欄4に貼着する作業をいとわなければ、暗証番号記入欄4を覆って暗証番号複写紙片5を剥離可能に貼着した構成とする必要はなく、その場合には、暗証番号記入欄4に直接暗証番号を記入する構成としてもよい。

【0017】

本発明の第2実施形態の内面は、図5に示すとおり、封筒裏紙片1aの暗証番号記入欄4'の構成が異なる以外は第1実施形態の場合と同一である。暗証番号記入欄4'の構成は、図6に示すように、暗証番号記入欄4'には蛍光インキ層17が設けられており、蛍光インキ層17の面にペン等により直接暗証番号が記入されるように構成されている。記入された暗証番号が透けて見えにくくするために、蛍光インキ層17は着色しておくことが好ましい。第2実施形態の申込書の場合には、暗証番号はペン等により暗証番号記入欄4の蛍光インキ層17面に記入するので、記入された暗証番号は目視にて確認できる。申込書を受け取った銀行等において、暗証番号を登録した後に申込書を保管する際に、蛍光インキ層17が設けられた暗証番号記入欄4'を覆ってマットフィルムを貼付ける等の操作により、暗証番号は目視できなくすることができる。マットフィルムは着色したものでよい。暗証番号を確認したい場合には、紫外線ランプ等を使用することにより、蛍光インキ層17は蛍光を発するが暗証番号の部分は蛍光を発しないために暗証番号が確認できる。

10

【0018】

本発明の申込書にて申込みを行うには、第1実施形態の場合には、封筒裏紙片1aの個人情報記入欄3に個人の住所、氏名等を記入し、暗証番号記入欄4に剥離可能に貼着された暗証番号記入欄4の外面に暗証番号を記入し、届出印欄6に捺印した後に、封筒紙片1を案内紙片2から切り離し、封筒紙片1の封筒裏紙片1aと封筒表紙片1bを折目線8にて申込書面が内側になるように2つ折りして、糊代片7を貼付部10面に折り返して接着することにより申込書の封筒が出来上がるので、それを投函することにより申込みを行うことができる。第2実施形態の場合においても、暗証番号記入欄4'に設けられている蛍光インキ層17面に暗証番号を記入する以外は、第1実施形態と同様である。申込書面に必要事項を記載して封筒紙片1を折目線8にて折り畳み接着して封筒にした際に、封筒裏紙片1aの暗証番号記入欄4ないしは暗証番号記入欄4'に対応する外面に地紋12が印刷されており、且つ封筒にした際に暗証番号記入欄4ないしは暗証番号記入欄4'に対向する封筒表紙片1b面に地紋11が印刷されているので、封筒を透かして見た場合でも記入された暗証番号が確認できてしまうことがない。また、暗証番号記入欄4ないしは暗証番号記入欄4'に対応する封筒表紙片1bの外面の地紋12が印刷された領域にエンボスにより凹凸を形成しておくことにより、暗証番号を記入した際の筆跡が外部から視認されてしまうのを防止することができる。

20

【0019】

申込書を受け取った銀行等における処理手順としては、第1実施形態の申込書の場合には、暗証番号記入欄4に剥離可能に貼着された暗証番号複写紙片5の外面に記入された暗証番号を登録した後に、暗証番号複写紙片5を剥離した状態で申込書を保管することにより、暗証番号が目視されることがなく、暗証番号を確認する必要がある場合には、紫外線ランプを使用することにより目視することができる。第2実施形態の申込書の場合には、暗証番号記入欄4'面に設けられている蛍光インキ層17面に記入された暗証番号を登録した後に、蛍光インキ層17が設けられた暗証番号記入欄4'を覆ってマットフィルムを貼付けることにより、暗証番号を目視できないようにして保管する。暗証番号を確認したい場合には、紫外線を照射することにより、蛍光インキ層17は蛍光を発するが暗証番号の部分は蛍光を発しないために暗証番号が確認できるものである。

30

40

【0020】**【発明の効果】**

封筒紙片と案内紙片とが切り離し可能に接続された申込書であって、封筒紙片の内面の所定領域が個人情報記入欄と暗証番号記入欄と届出印欄が設けられた申込書面とされた構成の申込書である。この場合、1枚の紙片で構成されるためにコストダウンを図ることができると共に新聞折り込み等により顧客に配付することも可能である。また、記載された内容が複写されないため文字が不鮮明となることがない。

上記申込書において、封筒紙片が封筒表紙片と封筒裏紙片とからなり、封筒裏紙片の内面が個人情報記入欄と暗証番号記入欄と届出印欄が設けられた申込書面とされ、封筒裏紙片の外面は備考面とされると共に、封筒表紙片の3辺が糊代片とされ、封筒表紙片の内面は

50

記入例表示面とされ、封筒表紙片の外面は封書宛名面とされた構成とすることにより、記入例表示面を見ながら、申込書面に所定の事項を記入した後に、そのまま封筒紙片を折り曲げて封筒を作製し郵送することができるのできわめて便利である。

上記申込書において、暗証番号記入欄に地紋が印刷されていると共に、内面に蛍光インキ複写層が備けられた暗証番号複写紙片が、蛍光インキ複写層が暗証番号記入欄を覆うように、剥離可能に貼着された構成とすることにより、暗証番号は暗証番号複写紙片の外面に記入するので記入した暗証番号の確認が容易であると共に、申込書を受け取った銀行等においては、暗証番号を登録した後、申込書を保管する際には暗証番号複写紙片を剥離して取り除くことにより、暗証番号記入欄に複写された暗証番号は目視できないようになるので他人に見られることがない。暗証番号を確認する必要がある場合には、紫外線ランプ等にて照射することにより目視できる。

10

上記申込書において、暗証番号記入欄に蛍光インキ層を設けた構成とすることにより、暗証番号記入欄にペン等により記入された暗証番号が目視により確認でき、且つ、銀行等にて申込書を保管する際には、暗証番号記入欄を覆ってマッドフィルムを貼着することにより、暗証番号は目視により確認できなくなる。暗証番号を確認する必要がある場合には、紫外線ランプ等にて照射することにより記入された暗証番号を目視することができる。

上記申込書において、封筒紙片にて封筒を作製した際に、暗証番号記入欄に対向する封筒紙片面の内面ないしは外面、および封筒紙片の暗証番号記入欄の外面に地紋を印刷しておくことにより、封筒を透かして見ても暗証番号が確認されてしまうことがない。

上記申込書において、封筒紙片の暗証番号記入欄の領域にエンボスによる凹凸を形成しておくことにより、暗証番号記入欄にペン等で記入された筆跡を裏面から見ることで暗証番号の確認されてしまうのを防止できる。

20

上記申込書において、封筒紙片の所定領域の内面に水溶性接着剤を塗布しておくことにより、水溶性接着剤に水を付けるだけで接着できるので、容易に封筒を作製することができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の第 1 実施形態の内面を示す平面図。

【図 2】本発明の第 1 実施形態の外面を示す平面図。

【図 3】図 1 における X - X 断面図。

【図 4】図 1 において暗証番号複写紙片を剥離した状態を示す平面図。

30

【図 5】本発明の第 2 実施形態の内面を示す平面図。

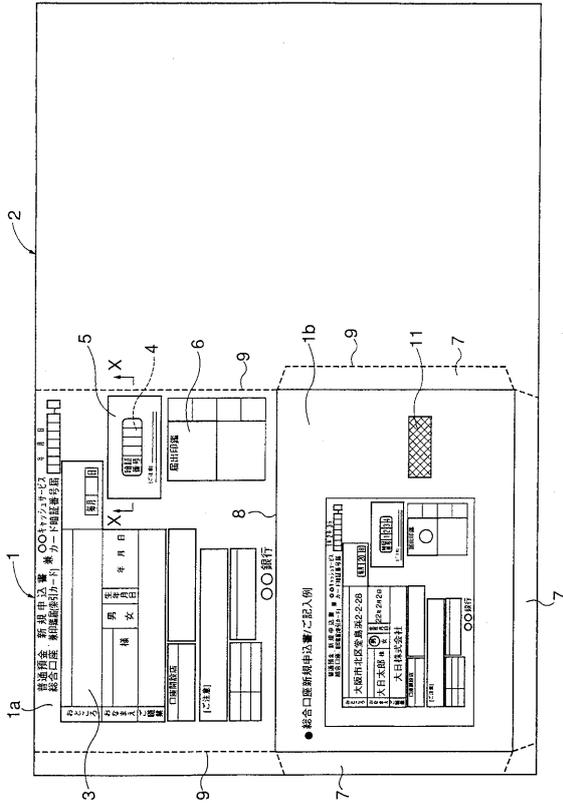
【図 6】図 5 における X - X 断面図。

【符号の説明】

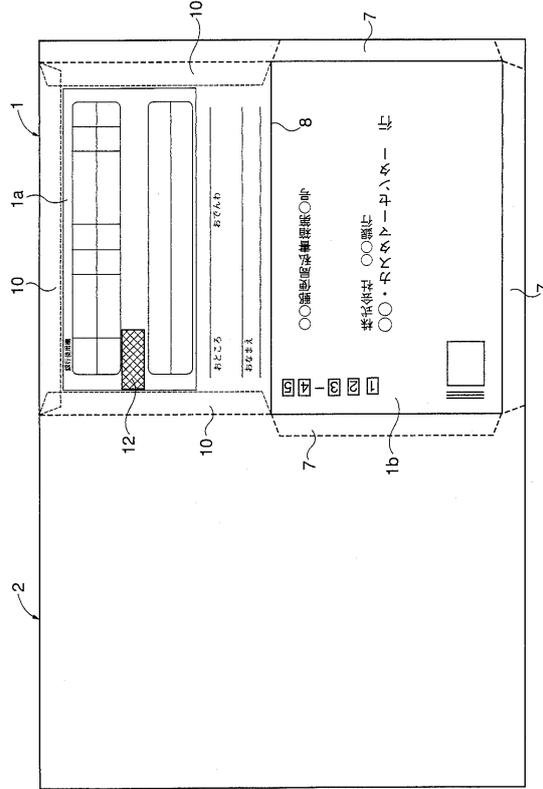
1 封筒紙片	8 折目線
1a 封筒裏紙片	9 切取線
1b 封筒表紙片	10 貼付部
2 案内紙片	11, 12, 13 地紋
3 個人情報記入欄	14 蛍光インキ複写層
4, 4' 暗証番号記入欄	15 粘着剤層
5 暗証番号複写紙片	16 剥離層
6 届出印欄	17 蛍光インキ層
7 糊代片	

40

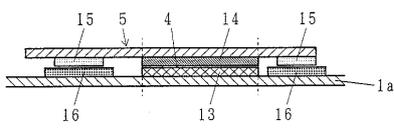
【 図 1 】



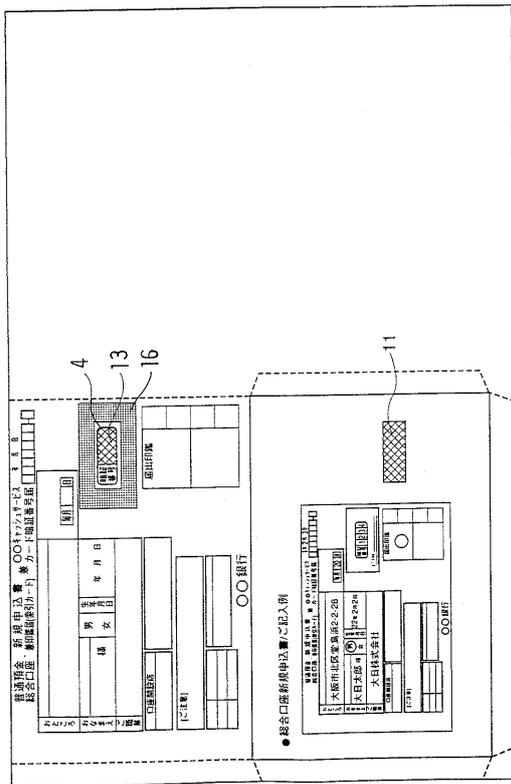
【 図 2 】



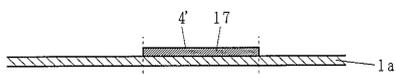
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 6 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平08 - 282159 (JP, A)
特開平09 - 058156 (JP, A)
実開平01 - 112975 (JP, U)
実開昭58 - 175566 (JP, U)
実開平05 - 074872 (JP, U)
特公昭63 - 003758 (JP, B1)
実公昭60 - 018946 (JP, Y1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42D 11/00-15/10

B65D 27/00